

バードレポート・トピックス版 2020.4.23.

バードレポートは第 1. 2. 3. 4 の月曜と木曜発行。

バード財産コンサルタンツ 電話 03-5389-0988

http://www.bird-net.co.jp/ FAX 03-5389-0933

アパート大家は失職賃借人の尻を叩き申請させる

雇用調整給付金の相談数 12 万件(13 日時点)、申請数は 460 件、支給決定数は驚きの僅か 3 件(10 日時点厚労省)(日経 2020. 4. 20)何と時間がかかるのか。

アパート居住者は大丈夫か。国交省の住居確保給付金の対象者が居そうなら、ネットでハローワーク仮登録をさせ役所面談予約をさせます。4 月 20 日改訂の制度、窓口混雑です。急がないといけません。

厚労省の資金も同じ。尻を叩き申請させます。

住居確保給付金(国土交通省)

4 月 20 日支給対象拡大の「住居確保給付金」制度。

東京都 23 区等の 3 人世帯で、月収 24.1 万円以下で、預貯金が 100 万円以下なら、6.98 万円までの家賃が 3 カ月から最長 9 カ月給付され、貸主又はその委託先の銀行口座に直接振り込まれます。従来は 65 歳未満かつ求職中が条件。改訂され年齢制限がなくなりまた在職中でも給付されます。

これは 2015 年施行の生活困窮者自立支援制度の一部。この制度の窓口きちんと人を配置していない自治体も多いようです。(毎日新聞 2020. 4. 18.)

「申請日において離職又は廃業の日から 2 年以内であること」→4 月 20 日改訂「自身の責めに帰すべき理由や自身の都合によらない理由で仕事が減少したことにより離職や廃業と同等の状態であること」

・月収制限(申請日の属する月)…単身世帯 13.8 万円、2 人世帯 19.4 万円、3 人世帯 24.1 万円。

・預貯金制限…単身世帯 50.4 万円、2 人世帯 78 万円、3 人世帯 100 万円。

・家賃支給額上限…単身世帯 53,700 円、2 人世帯 64,000 円、3 人世帯 69,800 円。

以下 国交省「今回の改正に関する QA」より

「ハローワークを通じて求職申込し求職活動が条件。当面はネット仮登録をもって正式な求職申込とみなす。」

「(対象者例1) フリーのスポーツジムインストラクター、ジム一部休業で週4-5日から2-3日以下に。(スポーツジムのシフト表等で確認) (例2) フリーの通訳、海外からのゲストを招いた2週間のイベント中止に。(イベント中止のチラシ、通訳として参加予定だったことが分かるメールの写し等で確認) (例3) アルバイト2つ掛け持ちで1事業所休業でシフトがなくなった。(事業所が休業となったことが分かるHPの写し等で確認) (例4) 旅館

業キャンセルが相次ぐ。(予約キャンセルのメールの写しや電話予約の場合は予約時とキャンセル時の電話受付メモ等又は「申立書」で確認)

以下東京都文京区のHPより

「電話で状況を確認した後、相談の予約…。」「込み合う状況が予想され、窓口に来所頂いてのご相談は原則お受けできません。まずはお電話でのお問い合わせを…。」

緊急小口資金・総合支援資金(厚生労働省)

生活費を無利子保証人不要で特別融資する制度。

一つは当面の生活費が必要な人や休業者向けの「緊急小口資金」。新型コロナ影響で、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持の資金を必要とする世帯を対象に、10 万円又は 20 万円以内を融資します。無利子、最大 1 年据え置きでは返済が猶予され、返済期間は 2 年以内。

もう一つは、主に仕事を失ってしまった人向けの「総合支援資金」。新型コロナ影響で、収入減少失業等。無利子で 2 人以上の世帯で月 20 万円以内、単身なら月 15 万円以内で、最大 3 カ月分借りられる。

2 人以上の世帯なら計 60 万円、単身だと計 45 万円が借りられる計算です。借りてから最長 1 年間は返済は猶予され、返済期間は最長 10 年以内です。

いずれの資金も返済時点でも所得減少が続く「住民税非課税世帯」になっていると返済免除されます。

窓口は市区町村の社会福祉協議会、厚生労働省の相談ダイヤル(0120-46-1999)。(朝日新聞 2020. 4. 15)

入金までの日数は緊急小口資金は 5 日程度、総合支援資金は 20 日程度(週刊ポスト 2020. 4. 24.)

以下、厚生労働省の問答集(追加改訂版)より

収入減少の程度は問わない・個人事業者対象・ただ事業運転資金は不可・理由なく相談者希望額より下げるな。緊急小口資金は原則10万円で特例20万円です。

「(特例の20万円になる例)・世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき・新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき・等々」

緊急小口資金と総合支援資金のダブル適用は。

「まず収入減少があった場合に、緊急小口資金により対応し、なお、収入の減少が続いたり、失業等となり、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合に総合支援資金により対応することを想定している。」

アルバイト収入が減少している学生は対象になるか。

「特例貸付は、従前と同様に、世帯に対して貸付を行うものであり、雇用形態がアルバイトかどうか、身分が学生かどうかに関わらず、相談者の世帯が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により生計維持のために貸付を必要としている場合であれば、貸付対象となる。(緊急小口資金、総合支援資金ともに同様の取扱。)なお、未成年者で婚姻していない場合には、親権者または後見人の同意が必要である。」

通常発行日より前倒し発行。「住居確保給付金 今回の改正に関する QA」「特例貸付の運用に関する問答」で検索